

本市の対応方針

政府は9月28日に大阪府に発令している「緊急事態宣言」については、9月末をもって解除することが決定されました。

これを受け、大阪府は本部会議を開催し、10月1日から10月31日までの府民等への要請を決定しました。

これを受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとする。

記

府民等への要請

※大阪府の資料2-1参照

区域 大阪府全域

期間 10月1日～10月31日(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容を判断)

1. 市民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- ・混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- ・要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること
- ・都道府県間の移動の際は、感染防止対策を徹底
- ・感染防止対策を徹底すること。重症化リスクが高い40代・50代は、特に、注意すること
- ・4人以下※1でのマスク会食※2の徹底
 - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
 - ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- ・テレワーク等、柔軟な働き方を行うこと

★大学等へのお願い (特措法第24条第9項に基づく)

- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や練習試合)
 - ・多人数が接触する活動及び前後の会食
 - ・旅行や自宅、友人宅での飲み会
- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすためオンラインを活用するとともに、面接授業の場合、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

★経済界へのお願い (特措法第24条第9項に基づく)

- 在宅勤務(テレワーク)、休暇取得等による、出勤者数の低減を行うこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取り組みを強力に推進すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

2. イベントの開催について(市主催(共催)のイベントを含む)

(特措法第24条第9項に基づく)

●主催者に対し、以下の開催制限を要請

収容率※1		人数上限※1	営業時間短縮
大声なし※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	大声あり※2 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演(キャラクターショー等)、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方	21時まで※4 (法に基づかない働きかけ)
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内※3 (席がない場合は十分な間隔)		

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人の距離(1m)を確保できること

※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとす。発声のない場合(映画館等)は「大声なし」と扱う

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※4 飲食の提供は、21時まで。(酒類提供(参加者による持込みを含む)は、11時~20時30分) (法第24条第9項に基づく)

酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。

(イベントを開催する場合の要請内容)

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件(収容率等)などについて、大阪府に事前に相談すること

3. 施設について(市有施設を含む)

★飲食等店への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

施設	要請内容	
	ゴールドステッカー認証店舗 (8ページ参照)	その他の店舗
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス※2等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設	<input type="checkbox"/> 営業時間短縮(21時まで) <input type="checkbox"/> 酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は11時~20時30分 <input type="checkbox"/> 同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3 <input type="checkbox"/> カラオケ設備の利用自粛	<input type="checkbox"/> 営業時間短縮(20時まで) <input type="checkbox"/> 酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は自粛 <input type="checkbox"/> 同一グループ・同一テーブル原則4人以内※3 <input type="checkbox"/> カラオケ設備の利用自粛

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。

※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。

※3 同居家族の場合は除く

★飲食店以外への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

施設の種類の	内 訳	要請内容(1000㎡超の施設)
商業施設	大規模小売店、百貨店(地下の食品売り場を含む)、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)	【営業時間】 21時まで (法に基づかない働きかけ) 【その他】 適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ 【営業時間】 21時まで (法に基づかない働きかけ) 【その他】 適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

★本市公共施設では

- ・施設ごとに設けた制限を継続するとともに、さらなる制限が必要な場合には、新たな制限を設けるなどの対策を講じること。
- ・収容率はイベントの開催制限と同じ
- ・公共施設の開館時間を21時までとする。

※開館後、新型コロナウイルス対策の理由で、利用者からの申し出で施設利用をキャンセルした場合、その利用料については還付する。未徴収の場合は、徴収しない。キャンセル料が発生する場合は、相当額については、市が負担。指定管理者に委託している場合は、市が指定管理者に補填。

※休館中に得られたはずの利用料金(入館料等)相当額は市が負担。

- ・福祉センターおよび地域福祉センターなどの開館時間を21時までとし、諸施設の制限は次のとおりとする。

- 福祉センター錦溪苑は利用可能

ただし、娯楽室(カラオケ)は10月12日から利用可能

- 地域福祉センター(あやたホール・くすのかホール)は利用可能

ただし、カラオケ設備は10月12日から利用可能

- 障がい者福祉センター(あかみね)は10月7日から利用可能

ただし、飲食を伴う活動は休止

- 小山田コミュニティセンター(あやたホール)及び清見台コミュニティセンター(くすのかホール)は利用可能

ただし、カラオケ設備は10月12日から利用可能

- 日野コミュニティセンター(みのでホール)は利用可能

- その他の施設

交流スペースや娯楽スペースなどの閉鎖

- ・学校開放事業の対応

すべての市立小中学校の利用時間を21時までとし開放する

- ・市が管理する道路・公園等における注意喚起等について

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を行う。

4. 市立学校の対応について

市立学校における教育活動等については次のとおりとする。

〈授業について〉

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態を継続

〈修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事〉

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施

〈学校行事(運動会等)〉

- ・来場者(保護者等)も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

〈部活動について〉

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導
- ・発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底

5. 事業やイベントの開催の可否や延期などについて

今一度事業の必要性を再考し、中止や延期を検討すること。また、やむを得ず実施する場合は感染対策(マスク・消毒・検温・換気・参加者の把握)を徹底すること。

6. 職場体制について

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化すること。
- ・窓口対応から電話やメール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・会議などのあり方を再検討し、対面による会議は、中止または延期し、電話や FAX、メール等を利用する他、積極的に WEB 会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・テレワークや年次休暇取得による、出勤者数を低減する。

7. 職員への周知について

- ・混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- ・都道府県間の移動の際は、感染防止対策を徹底
- ・要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- ・感染防止対策を徹底すること。重症化リスクが高い40代・50代は、特に、注意すること
- ・4人以下でのマスク会食の徹底
- ・出勤前の検温の徹底 ・マスクの徹底 ・手洗い及び消毒の徹底
- ・人と人との距離(1～2m)をあける ・執務室及び会議室の換気を徹底する

8. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

9. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

10. 国により終息などが発表された等の場合は、この対応方針を適宜見直す。